安全保障理事会決議 1876 (2009)

2009年6月26日、安全保障理事会第6152回会合にて採択

安全保障理事会は、

ギニアビサウにおける情勢に関する安保理の従前の諸決議および安保理議長の諸声明並びに 2008 年 12 月 22 日の安保理議長発事務総長宛書簡 (S/2008/778) を想起し、

政治的暴力の復活、とりわけギニアビサウにおける政治的暗殺に安保理の深い懸念を表明し、

そのような出来事が、政治的情勢の脆弱性をあらわに示しており、ギニアビサウにおける平和および 安定並びに法の支配を回復する努力を危険にさらしているという事実を強調し、

2009年6月28日のギニアビサウにおける来るべき大統領選挙の重要性および憲法的秩序、民主主義の強化および国民的和解への完全復帰に向けた決定的且つ必要な措置としての自由、公正且つ透明な選挙の実施の必要性を強調し、

誰もが、選挙の結果を尊重する必要性を強調し、また全ての利害関係者に対し、選挙中およびその後の平和的な環境に貢献することを求め、

ギニアビサウ政府および全ての利害関係者が、治安部門改革、法の支配の促進および刑事処罰の免除 と違法な薬物取引に対して戦うことを義務づけられているままにしなければならないことを再確認し、

治安部門改革の重要性を強調し、ギニアビサウの長期の平和および発展、とりわけ治安部門改革、裁判、および政府の違法薬物取引に対する戦いの能力を構築する各分野に対する国際連合および国際社会の継続的な支援をくり返し表明し、

ギニアビサウが直面する課題に対処する地域および準地域の協力の重要性をくり返し表明し、

2008 年 10 月 1 日のギニアビサウにおける平和構築のための戦略的枠組 (PBC/3/GNB/3) の採択を想起し、また、ギニアビサウ政府に対し、その履行の促進に向けた平和構築委員会との緊密な約束を続けることを奨励し、

ギニアビサウにおける情勢は、とりわけ地域的安定に脅威を与えうる増加した薬物取引と組織犯罪の結果として極度に脆弱であり続けており、また、分担された責任の方法で対処されるべきものであることに留意し、

人身売買、特に同国外の子どものそれに安保理の懸念を表明し、

ギニアビサウにおける平和および安定の強化に対する安保理の完全な公約を再確認し、

- 1. ギニアビサウにおける国際連合平和構築支援事務所 (UNOGBIS)の職務権限を、2009 年 12 月 31 日まで延長することを決定する。
- 2. 2009 年 6 月 11 日のギニアビサウおよび同国における UNOGBIS の活動に関する事務総長報告書 (S/2009/302) を歓迎し、またそこに含まれる彼の勧告に留意する。
- 3. 事務総長に対し、彼の報告書 (S/2009/302) で彼により提案された、2010 年1月1日に始まる、 12 か月を初動期間とし、以下のことを主要任務とする、UNOGIS を引き継ぐギニアビサウにおける 国際連合統合平和構築事務所 (UNIOGBIS)を設置することを要請する。
  - (a) ギニアビサウにおける決定的な平和構築の必要性に対処するその活動で平和構築委員会を支援 すること。
  - (b) 憲法的秩序、公共の安全および法の支配の完全な尊重を維持するための国内制度の能力を強化すること。
  - (c) 効果的且つ効率的な警察および法執行並びに刑事司法制度を設立するため国家当局を支援する こと。
  - (d) 包括的な政治的対話および国民和解プロセスを支援すること。
  - (e) 治安部門改革の履行を開発し且つ調整することでギニアビサウ政府に対する戦略的および技術 的支援並びに援助を提供すること。
  - (f) 薬物取引および組織犯罪並びに人身売買、特に児童売買と戦うために国家当局を援助すること。
  - (g) 小型武器の拡散を抑制するための国家的取組を支援すること。
  - (h) 人権の促進、保護および監視活動に着手し、法の支配を尊重の制度化を支援すること。
  - (i) 安全保障理事会決議 1325 (2000) および 1820 (2008) に一致して、平和構築にジェンダーの 観点を主流とすること。
  - (j) ギニアビサウの安定に貢献するための取組において、アフリカ連合、西アフリカ諸国経済共同 体、ポルトガル語国共同体、欧州連合および他の協力機関との協力を高めること。
  - (k) 国際的な支援の動員を援助すること。
- 4. UNIOGBIS がその職務権限を効果的且つ効率的に履行することを確保するための適切な専門知識の必要性を強調する。
- 5. 国際連合機関、基金および計画間の、国際連合および国際的な援助国間の、また同準地域における 統合事務所、西アフリカ諸国経済共同体(ECOWAS)および他の国際連合ミッション間の、戦略およ び計画を効果的に調整する完全な統合事務所を設立する重要性を更に強調し、また、事務総長に対し、 UNOGBIS と新しい統合事務所間の円滑な移行を確保するため UNOGBIS と必要な措置を講じるこ とを要請する。
- 6. 事務総長に対し、上記第3項に詳述された職務権限の履行に関する進展を測定し且つたどるための 適切な達成条件のある戦略的な作業計画を開発し、また、下記第14項に従ってその履行に関して報

告することを要請する。

- 7. ギニアビサウの政府および全ての政治的利害関係者に対し、国民的和解のための最善の条件を設立しギニアビサウ全土に平和と安全を定着させるために共に活動することを求める。
- 8. 指導者を含む全ての陸軍の構成員に対し、文民規則を守り且つ政治問題に介入することを自制し、 国家制度および一般的な国民の安全を保証することを促し、また、人権の完全な保護と尊重を求める。
- 9. ギニアビサウの政治指導者に対し、政治に軍が関与することを自制するよう促し、彼らに対し、その相違を解決するために法的且つ平和的手段を用いることを要請する。
- 10. ギニアビサウ政府に対し、2009 年 3 月と 6 月の政治的暗殺に信頼に値し且つ透明な捜査を実行し、 それらの行為に責任を有する者を訴追することを求め、国際社会に対してこれらの捜査を支援することをまた求める。
- 11. とりわけ事務総長に対し、アフリカ連合、西アフリカ諸国経済共同体(ECOWAS)、ポルトガル語 国共同体(CPLP)と協議して、信頼に値する捜査過程を実行しているギニアビサウ政府を支援することを要請する。
- 12. 国家制度および当局の保護を確保するために地方機関により行われた発案に留意する。
- 13. 事務総長に対し、ギニアビサウに対する事務総長特別代表および UNIOGBIS を通して、欧州連合およびこの地域における他の国際的な関係者により既に行われた活動を考慮して、ギニアビサウにおける治安部門改革に対して国際社会により提供された支援を効果的に調整するためギニアビサウの政府を援助することを、要請する。
- 14. 事務総長に対し、ギニアビサウにおける国際連合統合平和構築事務所の設置とともに、最初の報告 書は当然 2009 年 10 月 31 日までに、その後はこの決議の履行とともに進捗に関して、定期的に 4 か 月毎に安全保障理事会に通知し続けることを更に要請する。
- 15. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。